

平成24年12月25日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けているものは、当該確認済証の写し
- (2) 法第54条第2項後段の規定により建築基準法第6条第1項の確認の申請書を併せて提出し、同法第6条の3第4項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けているものは、当該通知書又はその写し
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面の交付を受けているものは、当該書面
- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面の交付を受けているものは、当該書面
- (5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級5以上及び一次エネルギー消費量等級の等級6に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けているものは、当該設計住宅性能評価書の写し
- (6) その他市長が必要と認める図書を別に指定したときは、当該指定した図書

(軽微な変更に関する証明書)

第3条 省令第46条の2の規定により省令第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者は、軽微変更該当証明書交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令別記様式第5の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書面及び変更の内容が分かる図書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請に係る内容が省令第44条の軽微な変更該当していると認める場合には、軽微変更該当証明書(様式第2号)を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第4条 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請を取り下げようとする者は、申請取下書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(報告)

第5条 法第55条第1項の認定建築主(以下「認定建築主」という。)は、法第56条の規定により低炭素建築物の新築等の状況について、低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等に係る工事が完了したときは工事完了報告書(様式第4号)、それ以外で報告を求められたときは状況報告書(様式第5号)により、市長に報告しなければならない。

(新築等の取りやめ)

第6条 認定建築主は、法第56条の低炭素建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめ申出書(様式第6号)に、省令第43条第1項の規定による通知に係る書面(法第55条第1項の変更の認定を受けた者にあつては、省令第46条において準用する省令第43条第1項の規定による通知に係る書面)を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月27日規則第 8 号抄）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月28日規則第11号）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第 2 条の規定による改正前の桶川市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則及び第 4 条の規定による改正前の桶川市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に定める様式に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第 1 号（第 3 条関係）

軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

桶川市長

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

設計者氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 4 6 条の 2 の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が同規則第 4 4 条の軽微な変更
に該当していることを証する書面の交付を申請します。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
低炭素建築物の位置	

※ 受 付 欄	※ 軽微変更該当証明書番号欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
担当者	担当者

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第 5
の第 2 面から第 5 面までに記載すべき事項を記載した書面及
び変更の内容が分かる図書を添えてください。

様式第2号（第3条関係）

軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

桶川市長



次の申請に係る低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更該当していることを証明します。

- 1 証明書交付申請年月日 年 月 日
- 2 低炭素建築物の位置
- 3 低炭素建築物新築等計画の概要
 - (1) 認定（変更認定）番号 第 号
 - (2) 認定（変更認定）年月日 年 月 日

（注意）この証明書は、大切に保存しておいてください。

様式第3号（第4条関係）

申請取下書

年 月 日

桶川市長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり申請を取り下げます。

申請の種類	認定申請 ・ 変更認定申請
申請年月日	年 月 日
申請に係る住宅の位置	
取下げの理由	
備考	

工事完了報告書

年 月 日

桶川市長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

低炭素建築物の新築等に係る工事が完了したので、次のとおり報告します。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
低炭素建築物の位置	
認定建築主の氏名又は名称	
工事完了の年月日	年 月 日
工事が完了したことを確認した建築士（工事施工者）の氏名、住所及び登録（許可）番号	
備 考	

状 況 報 告 書

年 月 日

桶川市長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

低炭素建築物の新築等の状況について、次のとおり報告します。

認 定（変 更 認 定）番 号	第 号
認 定（変 更 認 定）年 月 日	年 月 日
低 炭 素 建 築 物 の 位 置	
認定建築物の氏名又は名称	
報 告 の 内 容	
備 考	

取 り や め 申 出 書

年 月 日

桶川市長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

低炭素建築物の新築等を取りやめたいので、次のとおり申し出ます。

認 定 （ 変 更 認 定 ） 番 号	第 号
認 定 （ 変 更 認 定 ） 年 月 日	年 月 日
低 炭 素 建 築 物 の 位 置	
取 り や め の 理 由	
備 考	